

草津市総合計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 第6次草津市総合計画（以下「総合計画」という。）の策定に向けて、市内において基本構想および基本計画の策定のための計画案の検討および協議を行うことを目的として、草津市総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 総合計画の計画案の検討および協議に関すること。
- (2) その他総合計画の策定のため必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、草津市庁議規程（平成18年草津市訓令第2号）第3条に規定する部長会議の構成員をもって組織する。

- 2 委員長は、市長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副市長をもって充てる。

(委員長等)

第4条 委員長は、委員会の事務を統括する。

- 2 委員長に事故あるとき、または欠けたときは、副委員長が所管の副市長、他の副市長の順序によりその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、委員長が必要に応じ招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、事案に関係のある職員を会議に出席させ、説明を求めることができる。

(幹事会)

第6条 委員会に、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、草津市庁議規程第11条に規定する総括副部長会議の構成員をもって充てる。
- 3 幹事会に幹事長を置き、委員長の指名する職員をもって充てる。
- 4 幹事長は、幹事会の事務を掌理する。

(庶務)

第7条 委員会に関する庶務は、総合政策部企画調整課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

付 則

この要綱は、平成30年7月24日から施行する。